

第 618 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 16 年 8 月 6 日 (金) 14:00~14:45
2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎第 2 号館 8 階)
3 議 題

- (1) 部会報告
(2) その他

4 配布資料

- 1) 部会の開催状況
2) 指定統計調査の承認等の状況 (平成 16 年 7 月)
3) 平成 16 年 6 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 52 巻・第 6 号)
4) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、後藤委員、清水委員、新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省北田調査企画課長、同亀田国勢統計課長、厚生労働省恒川統計情報部長、
農林水産省河崎統計企画課長、経済産業省伊藤統計企画室長、
国土交通省矢島企画調整室長、東京都須々木統計部長

【事務局 (総務省統計基準部)】

総務省渡辺統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

6 議 事

- (1) 部会報告

- 人口・労働統計部会

平成 16 年 7 月 16 日及び 8 月 4 日に開催された第 59 回及び第 60 回人口・労働統計部会(議題:「平成 17 年に実施される国勢調査の計画について」)の開催結果について、篠塚部長から報告が行われた。

[質 疑]

廣松委員) 意見を 2 点ほど申し上げたい。

1 点目は、第 59 回の部会の結果概要に関してである。概要結果は個々の委員の意見ないしは発言をまとめたものであるから、これでいいと思うが、気になったのは、資料 1 の 2 ページ目の上から五つ目のところで、国勢調査の結果に関しては、将来に向けて、電磁記録に個人識別コードを盛り込み云々と書いてあるが、これについては、個人的にはちょっと厳しいのではないかと思う。あるいは、こういう形の使い方をする場合には、よほど慎重に行わなければいけないのではないかという気がする。

2 番目は、第 60 回の部会報告において、「世帯概念」、「家族概念」のところを詳しく御説明いただいた。特に「世帯概念」については、今回の国勢調査計画において、「同一生計、同一住居」という基準に基づいて行われると理解している。しかし、この点に関しては、「統計行政の新中・長期構想」(平成 7 年 3 月統計審議会答申)の

ときにも問題提起がなされ、そのフォローアップ委員会の一つが、その後の「世帯概念」の変化、「世帯形態」の動きに関してまとめた報告書を出していたように思う。その内容が、少し参考になるのではないかと思う。

それと関連して、資料1の3ページの一番下から4ページ目にかけて学生の捕捉漏れの出ているが、確かに捕捉漏れというのは大きな問題点ではあるものの、一方で親元での捕捉ということを強調し過ぎると、二重計算が起り得るケースも出てくる。その辺の問題について、調査方法をどのようにするか、さらには、概念規定の問題と同時に、捕捉方法、把握方法に関しても、今後、是非御検討いただきたいと思う。

竹内会長) 廣松委員のお話では、いろんな意見が出ているとのことであったが、その中での主な内容はどのようなものであったのか。

廣松委員) 一つは正に「同一住居、同一生計」という概念そのものの有効性というか、現実の世帯の在り方とそれを統計的にとらえようとしたときの乖離という問題である。

具体的に、国勢調査ではこういう概念を使っていないが、他の調査では、例えば「準同居」というような形で、同一敷地内に居住はしているが生計は別というような形態を認めているものもある。それから現在では、いろいろ複雑な形のものが現実にとんどん出てきていることから、「同一住居、同一生計」というその基準の見直しという点が、おそらく今後の一番大きな問題点ではないかということである。

竹内会長) 私も、その辺が非常に重要な問題だと思う。つまり、「同一住居、同一生計」というのは、非常に厳密に定義すると「世帯」という概念が狭くなってしまい、例えば単身赴任の場合も家族ではなくなってしまうし、学生も家族ではなくなってしまう。あるいは、親と子が同じ家の上と下に住んでいて、もし生計が別ならば、それも別世帯ということになり、そうなる親が田舎にいる場合と同じになってしまい、非常にまずいと思う。だから、他の調査がいろいろな概念の下に実施されているが、国勢調査でもある程度1本で割り切れないということにならざるを得ないのではないかと思う。

つまり、「家族」という概念と「同居」という概念の両方を使わざるを得ないのではないか。あるいは、将来、本来、近親者でない高齢者が一緒に住むことがあるかもしれない。そういう場合は、同居していても全く家計が一緒ということもあり得ないと思うが、その場合にも、同居しているということ自体は意味のある場合もあるので、是非将来の検討課題としていただきたい。この次の国勢調査では、まだ無理かもしれないが、これは是非やっただく必要があるのではないかと思う。

その場合、調査項目をどう設定するかということであるが、重要な調査事項について、他の調査との重複が出てきたら、今あるものをやむを得ず切り捨てて、少し調査事項を切り替えるということも将来的には必要だろうという気がする。これは、私の個人的な意見であるが、特に住宅関係の調査事項などは、むしろ住宅のハード、建物関係のことについては住宅・土地調査の調査事項としてかなり整備されてきているので、そっちへ譲ってもいいのではないかという感じもする。

舟岡委員) 国勢調査は膨大な費用を使って収集している貴重な情報であるので、その調査結果の活用については、できるだけ努力を傾けるべきだろうと思う。第60回部会の結果概要にもあるが、職業について中・小分類ベースでも集計して、統計の有効利用を図

るべきであるとか、産業分類についても地方で格付けするのは大分類ベースであり、それよりも下位の格付けということになると、限られた十数パーセントの抽出世帯に対してだけ格付けするというので、地域別の細かい産業別の結果表章ができない不都合がある。この辺りの詰め議論は大変だとは思いますが、いろいろな工夫、努力をしていただきたいと思う。

竹内会長) 一つ伺いたいですが、抽出率 10 パーセント程度を対象に、いろいろなデータの格付を詳細集計するのがあったと思うが、それはそこだけに限られるのか。それとも、将来もっと詳しくやりたいときには、もう一度全部について集計可能なような形でデータは保存されているのか。もちろん、個票ベースに戻れば保存されていると思うが、その辺りはどうなっているのか。

舟岡委員) 個票でイメージデータとしては残っていると思う。

亀田課長) 名前を除いたデータを電子データとして保存している。

竹内会長) それは個票ベースで全部残っているのか。

亀田課長) 永久保存ということにしている。

竹内会長) そうすると、将来、もう一度格付し直すことは可能であるので、そういうデータは是非残しておいていただければいいと思う。部会では、そこに更に名前も入れた方がいいのではないかと、入れてほしいという意見もあったかもしれないけれども、それはちょっと問題である。先ほど御発言があったように、私もそれは簡単ではないと思うし、そういうことをすること自体に対する問題もあって、そのために余計な抵抗が出たらかえってよくないと思う。

つまり、今標本でやっているところを全部の対象について一遍にやるというのはとても難しいので、すぐにはできなくても将来可能なような形で残しておくことが大事であると思う。

舟岡委員) そのとおりだと思う。その第一歩として、調査票の欄外に地方で産業格付をする欄が設けられていて、たまたま空きが幾つかあり、地方で格付しても紛れがないような大分類の中身、例えば「飲食店」と「宿泊業」が一つの大分類を構成しているが、この「飲食店」と「宿泊業」をそれぞれ別に格付してもらえれば、その情報を生かすことができる。同様に、例えば「教育・学習支援業」については明確に区分ができるだろうし、また、「卸・小売」などもやや難しいところがあるかもしれないが、区分は可能だろう。

そういうところからまず取りかかっていたくのがいいので、ここに書かれているのだろうと思う。

竹内会長) その場合、全国一律にやるわけか。

舟岡委員) そうやらざるを得ない。

竹内会長) そうすると、何と何を入れればいいのかなど、それをどうしたらいいかということで議論になりそうである。

舟岡委員) 言ってみれば、日本標準産業分類の大分類の下に亜分類のような国勢調査用の分類が設けられていて、それに従って地方で格付してもらえれば、その亜分類ベースで結果表章が可能ということである。

竹内会長) そういうことなら、国勢調査にかこつけてでもいいが、亜分類という形、つまり中

分類よりも一つ上の、大分類と中分類の間のような分類の標準をどこかで作った方がいいと思う。ただ、産業分類も今は暫定的なものであり、この次の改定でもう一度変わる。だから、その時に一緒にやった方がいいのではないか。

今は、産業分類部会において、意図的に過渡的な形にしてあるわけであり、亜分類を作るという議論をすると話がこんがらがる気がするので、次の段階において議論していただいた方がいいが、亜分類は必要だと思う。

「製造業」を一つ例にとってもそう思う。「製造業」1本では都合が悪いと思うが、かといって「製造業」も中分類を全部とる必要があるかという、そこまでの必要はなく、「機械工業」、「化学工業」といったようなものは、亜分類で分類した方がいいと思うので、その辺は御検討いただく必要がありそうである。

西村委員) 3点ほど伺いたい。まず1点は、先ほどの個人のアイデンティフィケーションの話であるが、私は第59回部会に出席していないので正確な発言の趣旨は理解していないが、当然プライバシーの問題があることから、個人名とか個人のアイデンティフィケーションをそもそもそういう形で残すことはある意味で許されないところがある。

おそらく、実施部局の方でお考えになっているのは、アメリカのソーシャルセキュリティナンバーのようなアイデンティフィケーションではないかと思う。日本もこれから、いろいろな形でソーシャルセキュリティナンバーのようなものができてくれば、そういうことも考えてもいいのではないかと私は思う。

ただし、あくまでもプライバシーの問題があるので、非常に気を付けなければいけないということは考えなければいけないと思う。

2点目は、職業に関して、これは私が部会において発言したことであるが、国勢調査を実施する時のもう一つの問題点というのは、やはり人的資源がないというのが一番大きな問題であるので、こういう時にこそ民間の力を使って、逆に言えば、こういうものを使いたい人が整備をし、それを国に還元するというような仕組みを考えていただきたい。具体的には、我々学者がこういうことをやりたいというときにやって、それをまた還元できるような、若しくは学者が統計センターから委嘱を受けるような形でやれるような仕組みを考えていただきたい。

3番目は、外国人を把握することに関して、非常に大きなニーズがあるが、残念ながら現在の国勢調査ではうまくそれに応えることができないという問題がある。

この辺は、今回の調査においてやるというのは非常に難しい問題があるが、今後の検討課題として考えなければいけないのではないかと思う。

篠塚部会長) 今の外国人の件であるが、資料1の部会の結果概要には載っていないが、部会においてもこれと同じような意見は出ている。部会の審議協力者として国立社会保障・人口問題研究所の方に出席していただいたが、その方から、国勢調査の過去のデータ全部をチェックしたところ、以前からずっと国勢調査による外国人の人口と、入国管理局から上がってくる人口との間にはかなりのギャップ、誤差があり、正確に分析した結果、やはり何らかの形で捕捉漏れがあることから、それを検討してほしいという意見があった。具体的にどうするかということについては、アメリカのいろいろな情報についても個人的には頂いているが、将来に向けて、外国人労働者の人口把握について検討してほしいということであった。

竹内会長) それは分かるが、それを国勢調査で正確に把握するということが無理であろうと私は思っている。

篠塚部会長) 無理とは思いますが、他の国ではどのようなことをやっているかということに勉強し、かつ、日本でも今まで外国人労働者のことを国勢調査で正確に把握するということについてはあまりやっていないので、将来に向けて、資料なども集めてみたらどうかということである。

竹内会長) 了解した。

新村委員) 私も部会において十分発言させていただいたが、先ほどの「家族概念」と世帯、特に高齢者の住まい方について、もうちょっと国勢調査からデータが出るというふうなことを考えており、今ではかなり独立した世帯である高齢者世帯が老人ホームなどの施設に入ると、施設1本ということで捉えられているのは、最近の高齢者施策等において何かとずれがあるので、その辺をもう一度検討した方がよいのではないかと意見をを出している。

竹内会長) いろいろ要望はあると思う。ただ、他のデータからとれるものを無理に国勢調査の調査項目に載せるというのはあまりよくないことであり、国勢調査は簡素で、その代り全体について正確に調査ということが第一義だと思うので、その辺のいろいろ御注文については、他でやれることは他でやるということもあるような気がする。

その例として、例えば通学の傍ら仕事をしているというときに、通学地を書かないと昼間人口を正確に把握できないという話が部会の結果概要に出てくるが、一体どこの大学に何人学生が通っているかということは学校関係の統計からきちんと分かるはずであり、それをわざわざ国勢調査に拠らなくてもいいはずである。何々大学は、どこのキャンパスに何人学生がいるというのは全部統計がある。

西村委員) これは空間情報の話であるが、GIS(地理情報システム)のデータを作るときに国勢調査のデータをそのまま使う。そうすると、知らない人は、昼間人口のところに就業地のデータが入っているということを知らないで使うかもしれない。逆に言えば、これはGISのデータをきちんと作成するために、きちんと就業地をとっているということを明確にすればいいということにもなる。そういう形のことをやらなければいけないという話であった。

竹内会長) だから、注意すべきだということであれば分かるが、通学地をとらなければいけないということではないと思う。

西村委員) 御発言は、田淵専門委員だったと思うが、通学地で集計しろと最初はおっしゃっていたが、その後それを撤回されたように思う。

竹内会長) それならいい。というのは、そういう話はむしろ学校の統計の方を使った方がいいという気がする。もちろん、学校ではさぼっている学生もいるので、大学の出席はどうだという話になったら、国勢調査でも「あなたは本当に学校に行っていましたか」ということを聞かなければいけないが、それはちょっと無理だと思う。

まだ、これから何度か部会もあり、部会の委員の方にはこれからもいろいろ議論していただける余地があると思うので、この話は今日はこのぐらいにさせていただきたい。

(2) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び桑原統計審査官から、平成16年7月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「労働力調査」、「特定サービス産業実態調査」、「学校教員統計調査」及び「埋蔵鉱量統計調査」の統計法第7条第2項による承認について、資料2による報告が行われた。

—以 上—